

【 名古屋市不妊治療費助成事業について 】

保険診療で行った体外受精・顕微授精・男性不妊治療について、医療費と交通費の一部助成を行います

【対象となる治療】

令和5年4月1日以降に開始した次の治療

- (1) 保険診療の対象となる生殖補助医療（体外受精・顕微授精）
- (2) (1)の生殖補助医療の一環として保険診療で行った男性不妊治療（男性不妊の手術）

【助成の対象者】

法律上の婚姻関係にある夫婦または、事実婚関係の方で、次の要件のすべてに該当する人

- (1) 不妊治療を受けた日から助成金の交付の申請を行う日まで、
夫婦いずれか一方が、名古屋市に住所を有していること
- (2) 他の市区町村から同様の助成を受けていないこと
- (3) 夫婦共に市税等の滞納がないこと

【必要書類】

- (1) 名古屋市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書 〈申請者が記入〉
- (2) 不妊治療費助成事業受診等証明書 〈医療機関が記入〉
- (3) 医療機関発行の領収書の原本
- (4) 交通費の助成を申請する場合は、支払額が確認できる領収書
- (5) 高額療養費や付加給付の支給対象の場合は、「限度額適用認定証」や
健康保険組合等からの「支給決定通知書」等の支給額が分かる書類
- (6) 事実婚の夫婦は、申立書および双方の戸籍謄本
- (7) 振込先口座の通帳



★**留意事項：申請は1回の不妊治療が終了した日から起算して1年以内に行ってください。**

《「治療が終了した日」とは、不妊治療費助成事業受診等証明書に記載されている治療期間の終了日です》

【助成の内容】

1回の不妊治療の医療費、交通費の合計額で20万円を限度とします。

注) 医療費：高額療養費や付加給付を受けている場合は、その支給額を控除した額（文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の費用は含めません）

注) 交通費：申請する治療の通院に利用した船賃・航空運賃（国境離島運賃を適用した額）

【助成の回数】

初めて助成を申請する際の治療開始時の妻の年齢

- 40歳未満の場合は、43歳に到達する日までの間に通算6回まで
- 40歳以上の場合は、43歳に到達する日までの間に通算3回まで
- 43歳以上の場合は、助成は対象外となります

（助成を受けた後、出産した場合もしくは妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットします）

【受付窓口・問い合わせ先】

名古屋市こども家庭センターいきいろ（〒811-5392 名古屋市芦辺町芦辺浦 562 番地）

電話番号：0920-45-1181

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ★土日、祝日を除く

高額療養費とは…

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、**一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度**です。

月をまたいだ場合は月ごとにそれぞれ自己負担額を計算します。

医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

●「限度額適用認定証」について

医療機関窓口での1か月のお支払いが最初から自己負担限度額までとなる方法です。

※保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

また、同月に入院や外来など複数の受診がある場合は、高額療養費制度の申請が必要となることがあります。

保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外です。

《方法①》マイナ保険証を利用する

医療機関等の窓口でマイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）を提出し、「限度額情報の表示」に同意する方法です。

※オンライン資格確認を導入している医療機関等である必要があります。

《方法②》限度額適用認定証を利用する

オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口に出す必要があります。

付加給付とは…

医療費の自己負担軽減を図るため、**健康保険組合独自で設けられている給付**です。

1か月間の医療費の自己負担限度額が設定されており、その限度額を超過した必要を払い戻す制度のことをいいます。

健康保険組合により制度の有無や名称が異なります。ご自身の会社の福利厚生に付加給付制度があるか、ご確認ください。

